

## 2. 4 広域防災拠点運用計画

---

### (1) 広域防災拠点の開設

#### 1) 開設基準

- 広域防災拠点は、以下の基準に該当する大規模災害が発生した場合に開設する。開設する広域防災拠点は、実際の災害発生箇所を考慮し、県災害対策本部が決定する。
  - ・長野県災害対策本部「全体体制」が発令されたとき
  - ・長野県災害対策本部「緊急体制」が発令されたとき
  - ・長野県災害対策本部「非常体制」が発令され、知事が必要と認めたとき
  - ・その他、知事が必要と認めたとき

#### 2) 開設手順

広域防災拠点の開設については、以下の手順により実施する（図2-33）。

- 県災害対策本部は、被害情報を収集し、原則、震度分布や浸水範囲等から、概ね被災地外に立地していると見込まれる配置ゾーンの広域防災拠点施設を開設する。
- 原則として、陸路、空路の交通アクセスに優れ、拠点として十分な機能を有する「松本ゾーン」の広域防災拠点を優先的に開設する。「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。
- 広域防災拠点担当は、交通アクセス、広域防災拠点のリソース等を踏まえてあらかじめ配置ゾーンごとに定めた拠点利用の優先順位（2.3参照）に基づき、開設する広域防災拠点を選定する。
- 広域防災拠点担当は、広域防災拠点を開設するにあたり、施設管理者に対し、文書で依頼又は要請する。ただし、緊急を要する場合、口頭、メール、ファクシミリ等で依頼又は要請する。
- 開設の依頼又は要請があった広域防災拠点の施設管理者は、広域防災拠点施設及び周辺状況等の安全確認の結果を踏まえ、開設依頼又は要請の受諾の可否を決定し、速やかに広域防災拠点担当に文書により回答する。ただし、緊急を要する場合、口頭、メール、ファクシミリ等で回答する。
- 広域防災拠点担当は、広域防災拠点が立地する県地方部に対し、広域防災拠点の開設を伝達する。
- 広域防災拠点が立地する県地方部は、広域防災拠点への配備職員を派遣し、広域防災拠点を開設する。

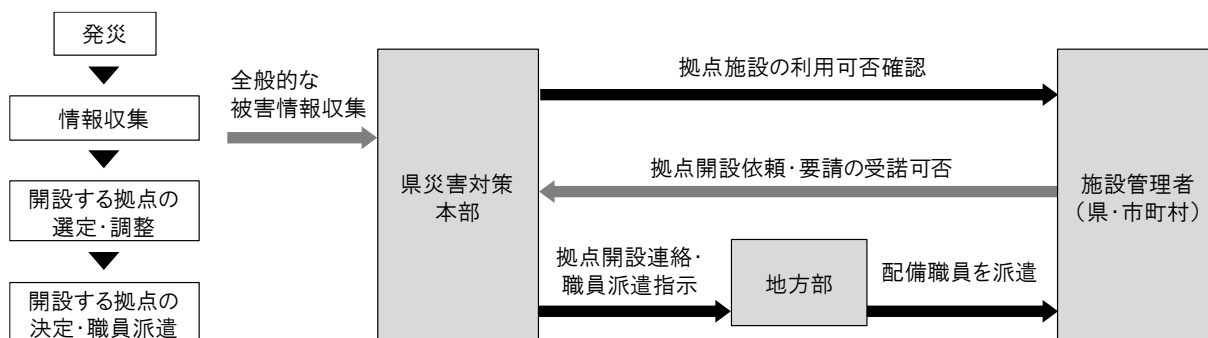


図 2-3 4 広域防災拠点の開設に係る連絡体制

## (2) 広域防災拠点の運営

### 1) 広域防災拠点の運営体制

- 県地方部から広域防災拠点に派遣された配備職員は、施設管理者及び施設を利用する関係機関の協力を得て、広域防災拠点を運営する。
- 広域防災拠点間の調整については、広域防災拠点担当が行い、配備職員へ指示する。ただし、同一ゾーン内における広域防災拠点間の軽微な調整については、広域防災拠点担当の指示を待たずに各配備職員間で調整を行い、結果を広域防災拠点担当に報告する等、柔軟に対応する。
- 県は、施設管理者及び指定管理者と広域防災拠点の利用方法、開設体制・手順、国、立地市町村及び関係機関との調整、費用負担等についてあらかじめ協定を締結する。

### 2) 連絡調整

- 県災害対策本部又は県地方部と広域防災拠点の連絡調整は、県地方部が派遣する配備職員が到着するまでの間は広域防災拠点の管理者が行い、配備職員が到着した場合は、配備職員が行う。配備職員は、通信手段として携帯電話等を持参する。
- 広域防災拠点の管理者又は配備職員は、広域防災拠点の利用状況や、調整が必要な課題を、広域防災拠点担当に連絡する。
- 広域防災拠点担当は、広域防災拠点を開設するにあたり、広域防災拠点を利用する関係機関に対し、広域防災拠点の施設名称、位置、利用可能状況等を連絡する。
- 広域防災拠点担当は、派遣する部隊・人員の規模等の情報を、防災関係機関から収集し、広域防災拠点の施設管理者にその旨を連絡し調整する。

### (3) 広域防災拠点の閉鎖

- 災害対策本部長は、以下のいずれかの場合に広域防災拠点を閉鎖する。
  - ・ 広域防災拠点を必要とするような大規模な応援・受援に係る業務がおおむね完了したと判断できるとき
  - ・ 災害対策本部が廃止されたとき。ただし、広域防災拠点の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。

### (4) 留意事項

- 一般客が利用する施設（運動公園等）については、発災直後の一時避難場所の確保等、一般客の安全確保に留意する。
- 市町村が防災拠点として開設する施設については、原則、県は広域防災拠点として開設しない。
- 県災害対策本部は、複数の市町村に分散して広域防災拠点を開設するよう配慮する。
- 発災後に利用可能な被災地域内の広域防災拠点施設については、必要に応じて被災地域内の防災拠点として活用する。

## (5) 広域防災拠点開設の行動計画（救助活動拠点・進出拠点）

### 1) 目標

県は、救助活動拠点を設置し、応援部隊等に被害情報、道路情報等の必要な情報や、応援部隊等のベースキャンプ、自衛隊の補給拠点、特殊車両の待機場所等を提供することにより、円滑な救助活動の実施を支援する。

### 2) 基本方針

- 県災害対策本部は、「松本ゾーン」の広域防災拠点を優先的に開設する。「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。
- 県災害対策本部は、あらかじめ定めた救助活動拠点の利用優先順位（2.3（1）参照）に基づき、開設する拠点を決定する。
- 県地方部は、広域防災拠点に職員を派遣し、拠点の運営、利用調整、県災害対策本部等との情報連絡を行う。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、県災害対策本部からの開設依頼・要請を受けた場合には施設の安全確認を実施し、広域防災拠点が開設された場合には拠点運営に可能な限り協力する。

### 3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応	
関係機関	自衛隊	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事	
	警察庁	・警察災害派遣隊の派遣	
	DMAT	・医療救護活動	
	消防庁	・緊急消防援助隊の派遣	
	国土交通省各地方整備局	・緊急輸送を確保するために必要な国道の啓開、自治体管理道路の啓開支援	
	長野県警察本部	・警察災害派遣隊の援助の要求及び活動調整に関する事	
	県施設管理者	・広域防災拠点施設の開設	
	市町村施設管理者	・広域防災拠点施設の利用者及び県との連絡・調整、施設管理	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 広域防災拠点担当	・施設管理者及び自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との拠点利用に係る総合調整に係る事
		災害医療本部	・DMAT等の活動調整
		広域応援・救助担当（消防応援活動調整本部）	・救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊の活動調整
	企画振興部	松本空港課	・広域防災拠点（松本空港）の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・松本空港の管理・利用調整に関する事
	建設部	都市・まちづくり課	・広域防災拠点（松本平広域公園、飯田運動公園）の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・広域防災拠点（松本平広域公園、飯田運動公園）の利用調整に関する事
	県地方部		・広域防災拠点の開設、運営、情報連絡を行う職員の派遣

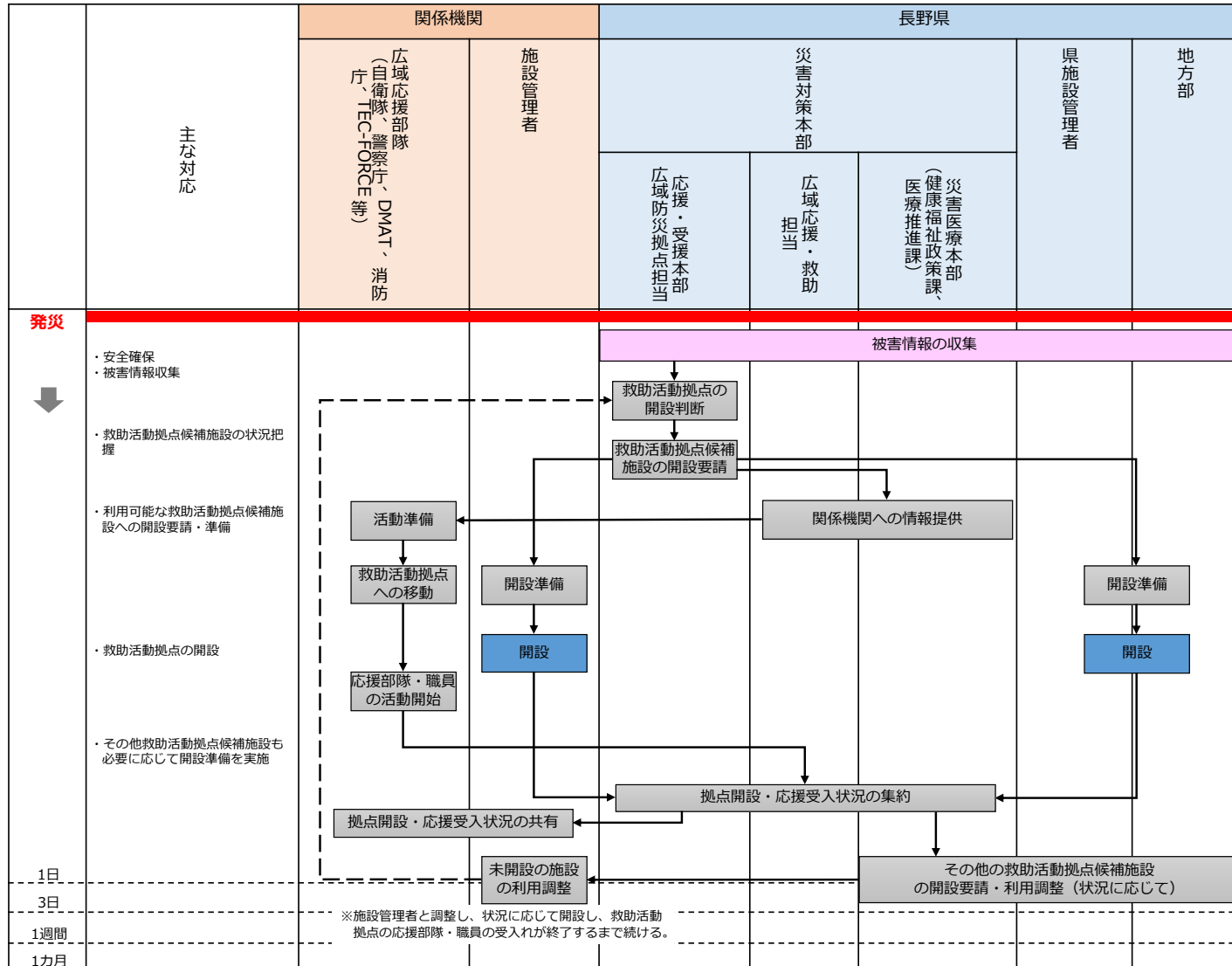
### 4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害の発生を覚知した場合、広域防災拠点の開設準備のため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点担当は、発災後、広域防災拠点施設の管理者に被害状況や周辺状況等を確認する。
- 広域防災拠点担当は、広域応援部隊による救助活動拠点の利用調整をはじめとする、広域応援部隊や拠点立地市町村等との総合調整を行う。
- 広域防災拠点担当は、被害情報に基づき、救助活動拠点の開設判断、救助活動拠点候補施設の利用状況の確認、開設要請を行う。
- 県災害医療本部及び活動調整担当は、施設管理者から報告される救助活動拠点の利用状況を踏まえ、広域応援部隊の応援要請を行う。

行動計画「活動の時系列」 (1) 救助活動拠点

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 発災直後の被害情報の収集、救助活動拠点候補施設の施設管理者との施設の利用調整、応援部隊・職員の入りまでの基本的な手順を示す。



## (6) 広域防災拠点開設の行動計画（航空搬送拠点）

### 1) 目標

県は、航空搬送拠点を設置し、重篤な負傷者等を県外へ搬送する広域医療搬送の実施を支援する。

### 2) 基本方針

- 県災害対策本部は、「松本ゾーン」の広域防災拠点を優先的に開設する。「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。
- 県災害対策本部は、あらかじめ定めた航空搬送拠点の利用優先順位（2. 3（3）参照）に基づき、開設する拠点を決定する。
- 県地方部は、広域防災拠点に職員を派遣し、拠点の運営、利用調整、県災害対策本部等との情報連絡を行う。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、県災害対策本部からの開設依頼・要請を受けた場合には施設の安全確認を実施し、広域防災拠点が開設された場合には拠点運営に可能な限り協力する。

### 3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関		自衛隊	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
		警察庁	・警察災害派遣隊の派遣
		DMAT	・医療救護活動
		消防庁	・緊急消防援助隊の派遣
		被災地外医療機関	・医療救護活動
		長野県警察本部	・警察災害派遣隊の援助の要求及び活動調整に関する事
		県施設管理者	・広域防災拠点施設の開設
		市町村施設管理者	・広域防災拠点施設の利用者及び県との連絡・調整、施設管理
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 広域防災拠点担当	・施設管理者及び自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との拠点利用に係る総合調整に係る事
		災害医療本部	・DMAT等の活動調整
		広域応援・救助担当（消防応援活動調整本部）	・救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊の活動調整
	企画振興部	松本空港課	・広域防災拠点（松本空港）の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・広域防災拠点（松本空港）の管理・利用調整に関する事
	県地方部		・施設の利用調整に関する事

#### 4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害の発生を覚知した場合、広域防災拠点の開設準備のため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点担当は、発災後、広域防災拠点施設の管理者に被害状況や周辺状況等を確認する。
- 広域防災拠点担当は、広域応援部隊による航空搬送拠点の利用調整をはじめとする、広域応援部隊や拠点立地市町村等との総合調整を行う。
- 広域防災拠点担当は、被害情報を踏まえ、航空搬送拠点の開設判断、開設要請を行う。